

日本身体障害者陸上競技連盟

強化委員会 規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、日本身体障害者陸上競技連盟強化委員会（以下「委員会」と称する。

(事務所)

第2条 委員会の事務局は、委員長の指定したところに置く。

(目的)

第3条 委員会は、日本身体障害者陸上競技連盟（以下「連盟」という。）に属し、陸上競技の競技力向上を目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 強化指定選手の個別指導及び評価。
- (2) 強化合宿の開催。
- (3) 競技力向上のための調査・研究。
- (4) 指導者の資質向上のための研修会及び各種講習会、研修会への派遣。
- (5) その他、目的達成に必要な事業。

第2章 委員会の構成

(構成)

第5条 委員会は次の委員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名
強化委員	若干名
サポートスタッフ	若干名
事務局	若干名

(選任)

第6条 委員長は、理事会で承認し会長が委嘱する。

- 2 副委員長及び強化委員は、委員長が指名し委嘱する。
- 3 サポートスタッフは、委員長が指名し委嘱する。
- 4 事務局は委員長が指名し委嘱する。

(職務)

第7条 委員長は、委員会を代表して、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。
- 3 強化委員はブロック毎（短距離・跳躍、中長距離、投擲、マラソン）に主任を中

心に強化方針を立案し実行する。

- 4 サポートスタッフは、メカニック、栄養、トレーナー、メンタル等で構成し、強化委員と協力して選手をサポートする。

(任期)

第8条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、委員長の任期については4期8年を限度とする。

- 2 補欠又は増員により選任された構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 会議は、役員会議、ブロック会議、全体会議からなる。

- 2 役員会議は、委員長、副委員長、強化主任で行われ、次の事項を審議・決定する。なお議長は、委員長が努める。
 - (1) 規程改正に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (4) 日本障害者スポーツ協会主催のスポーツコーチ、スポーツトレーナー養成講習会等への推薦に関すること。
 - (5) その他、委員会の目的を達成するための必要な事業。
- 3 ブロック会議は、ブロックごとに強化主任と強化委員で行われ次の事項を審議・決定する。
 - (1) 強化指定選手の強化方針の決定及び強化活動に関すること。
 - (2) 強化指定選手の推薦に関すること。
 - (2) 強化のための必要な事業に関すること。
- 4 全体会議は、必要に応じて開催することができる。議長は、強化委員長が努める。

(会議の決定及び報告)

第10条 役員会議の決定事項は、理事会の承認を経ずに執行できるが、議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

- 2 ブロック会議の決定事項は、議事録を作成し役員会議に報告し、承認を受けなければならない。
- 3 全体会議の決定事項は、議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

第4章 会計

(経費)

第11条 委員会の予算は、連盟からの助成金及び寄付金、その他の収入をあてる。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

第5章 会則の変更

第13条 この規程の変更は、委員会の役員会議の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する
平成21年4月1日より一部改正。